

大総務第56号
令和8年2月17日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 小林 あや 様

大阪市総務局長 吉村 公秀
(担当：行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第16条第1項の規定に基づく大阪市高速電気軌道株式会社に係る中期目標の期間の終了時の検討を行うに当たって、同条第2項の規定に基づき同法人の所管所属長である大阪市都市交通局長から依頼があったので、同項の規定に基づき、別紙により諮問します。

中期目標期間終了後の本市の行政目的又は施策の達成のために <u>団体に求める役割</u> について（外郭団体指定の必要性について）						
外郭団体の指定の必要性	<p>（団体に求める役割） 公共交通の事業者として民営化プランに記載された安全対策やバリアフリー化を計画的かつ確実に推進していくことが引き続き求められており、現行の指定理由における団体に求める役割に変更はない。</p> <p>（外郭団体指定の必要性） 安全対策やバリアフリー化に必要な費用の増加が課題となっている現在の状況において、上記の役割が適切に果たされるよう本市が指導・調整していくためには、外郭団体としての指定の継続が適当である。</p>					
	外郭団体の指定の必要性	A	A：継続して指定 B：指定解除	指定理由の変更の有無 【※「継続して指定」の場合のみ】	イ	ア：有 イ：無
	講ずる措置の内容					
次期中期目標の制定後、中期計画の作成協議を行う。						